

高知市告示第 36 号

高知広域都市計画下水道の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年3月19日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 都市計画の種類

高知広域都市計画下水道の変更（高知市決定）

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

高知市池字三反田，針ノ木，池干蕪，大田，沖田，千布山，二本松，山入，長田，大平山，
十津六丁目及び五台山字北タナスカの各一部

3 縦覧場所

高知市本町五丁目1番45号 高知市役所都市建設部都市計画課